

諮問番号：平成29年度諮問第2号

答申番号：平成29年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 5～6歳程度の学力しかなく、時間が分からないほか、文字もひらがな、カタカナ、小学校1年生程度の漢字しか読めない。
- (2) お金の計算ができず、季節、左右が分からないことなどから一人で外に買いに行くこと、遊びに行くことができず、常に親と一緒に行動する。
- (3) 自分で思っていることを相手にうまく伝えられず、思うように言葉を発せない。
- (4) 身体に障害があるわけでないのに見た目は障害があることは分からないが、2～3分の診断による診断書で判断されることは不服である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためである。
- (2) 本件診断書には、IQが38で「中度」判定を受けており、「視覚的記憶力は3単位、抽象概念は未熟」との記載があり、知的障害は認められるが、請求人が主張する諸症状・日常生活状況等について診断書から読み取ることはできない。したがって、2級の認定基準を満たしているとはいえず、本件児童の障害の程度は政令別表第3に定める障害の状態に該当しない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、5～6歳程度の学力しかなく、時間が分からないほか、文字もひらがな、カタカナ、小学校1年生程度の漢字しか読めないこと、お金の計算ができず、季節、左右が分からないことなどから一人で外に買いに行くこと、遊びに行くことができず、常に親と一緒に行動することについては、いずれも特別児童扶養手当認定診断書に記載された内容相応のものということができ、原処分は、こうした本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当とする余地はなく、請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人の主張する事情のうち、自分で思っていることを相手にうまく伝えられず、思うように言葉を発せないことについては、障害の程度の認定が、特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものである以上、本件診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということはできない。

さらに、請求人の主張する事情のうち、身体に障害があるわけでないのに見た目は障害があることは分からないが、2～3分の診断による診断書で判断されることは不服であることについては、仮に本件主治医の診察時間が限られていたものであったとしても、これまでに、本件主治医が本件児童の診断を継続して行ってきた経過等を考慮すると、請求人主張の事情のみをもって本件診断書の記載内容の適正性を疑う事情とはいえないから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、IQが38で「中度」と判定されているが、「日常

生活能力の程度」は、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」のすべてが「自立」し、「要注意度」も「ほとんど必要ない」とされている。

また、精神医学的総合判定は、「軽度」で「日常生活で親ないし大人の援助はほとんど必要ない。」との評価である。

こうした診断書に記載された事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美